

令和元年度7月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和元年7月10日(水)

召集場所 西伯郡伯耆町溝口652番地1 溝口公民館3階大会議室

出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 12名

事務局2名

1 開会宣言	午前10時00分
事務局	これより令和元年度第4回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>今年の梅雨入りは大変遅くて、26日に梅雨入りになりました。7月の初め頃から、九州・鹿児島とか、あの辺りで大雨が降りまして、昨年の西日本の豪雨大災害の記憶が甦ってきたところです。</p> <p>7月中に降る雨以上の雨が、南九州の方では降ったということです。</p> <p>その時は山陰地方では雨は降らず、九州の方は大変だなと思っていましたら、月曜日の夕方頃から結構な雨が降りまして、ところによっては、災害発生緊急情報というのが出ました。特に溝口地区の中山間地の方で雨が多く降りまして、結構な増水をみたところもありますが、あまり災害も発生しておらず、事なきを得たのではないかと思っています。</p> <p>それを昨日見て回っている時に思ったことですが、斜面に水路があります。水路に水がたくさん入ってきた時には戸板を外すようになっています。それが気が付いた時には、80代のおじいさんが一生懸命戸板を引っ張り上げようとするが、水圧で戸板が上がらないので、どうしようもなく田んぼに水が入るのをなすすべもなく、見ていたという話でした。</p> <p>他の人が田んぼに水が入っているのがわかったので、戸板を上げないといけないと言うと、おじいさんは自分で上げることが出来ないと言われる。自分で上げることが出来なければ、みんなに、助けを求めなさいという話をしました。</p> <p>昔の人は、自尊心があるらしくて、困った時に自分一人が出来ないことを人には頼めないという考えではないかと思うのですが、今の時代、困った時には、近所中に助けを求める声掛けも必要ではないかと昨日思ったところです。</p> <p>特にこれからまだ梅雨も続いており、雨が降ることが多いと思いますが、見回りの方をしっかりとしていただいて、災害が起きる前に対処していただきたいとは思いますが、危険な所には絶対一人では行かないようにして、2~3人で見回りをしていただいて、危険だと感じましたら、近づかないようにして、自分の命は自分で守るようにしていただきたいと思っています。</p> <p>それと、今年の水稻も順調に生育しているようです。各地区で農協の追肥の説明会などもあるようです。このまま順調に育ってくれればと思っていますが、最近よく見かけますのがここにもいらっしゃいますが、担い手の方に畦畔の草刈りをなかなかしてもらえないという苦情が多々耳に入ります。仕事大変でしょうけど、農地の管理の方もしていただきますことをお願いいたします。冒頭の挨拶に代えさせていただきます。</p>
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、6番内藤委員・7番加川委員にお願いします。

4 報告事項	
	【報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について】
	【報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
	【報告第9号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について】
車議長	報告第7号、8号、9号を一括して、事務局より報告をよろしくお願ひします。
事務局	報告書第7号の朗読 報告書第8号1～10の朗読 合意解約の関係となります。こちらの関係の多くは、父原集落が4月1日に法人を設立されましたので、それに関連して個人で借りておられるところを一旦合意解約をして、このあとに出てきますが、担い手育成機構を通して、父原の法人に貸付けを行なうということで、合意解約が出ている案件です。
事務局	報告書第9号の朗読 畠池の道のところの道路につきまして、だいぶ前から迂回路を作っていましたそれに伴いまして、関連する農地を一時転用ということにしていましたが、土木の方が報告を忘れていたようで、今回届け出を出していただいたものです。 案件としましては、道路・橋を工事していまして、その迂回路に係る農地を拡幅していますので、それにつきまして1筆、あとは資材置場用に下の2筆というのは面積のうち、かなり大きい面積を資材置場として利用するということで、申請が出ているものです。
車議長	ただいま報告第7号から第9号まで、事務局より説明がありました。これにつきまして、何かご意見・ご質問はございますか。
車議長	ないようですので、報告第7号・第8号・第9号、報告させていただきます。
5 議事	
車議長	議事に入ります。
	【議案第15号 農地法の非適用に係る証明願の審議について】
車議長	議案第15号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をお願いします。 全部先に説明していただいてから、1件ずつ審議したいと思います。
事務局	議案の朗読 議案第15号の1番、柄原の案件です。 この土地につきましては、農地パトロール等で数年来もう非農地化しているということで、協議をしていたところですが、この度地元の方で公共的に使用したいということで、農地のままであると購入出来ないと柄原集落の方で考えられて、非農地証明が出されているものです。 場所は公民館の隣の土地となっています。 議案第15号の2番、溝口の土地の案件です。役場溝口分庁舎の敷地のすぐ近くの方にありまして、長年来耕作をしておらず、農地として復旧することは困難ということ

	<p>で、申請が出ているものです。</p> <p>議案第15号の3番、上細見の下屋敷、2筆あります。</p> <p>建物の横のところで、農業委員さんと現地に行って確認をしましたが、果樹が少し植えてあるようですが、下に敷物がしてあつたりしまして耕作はしていないということで、農地として復旧することは困難ということで、申請が出ているものです。</p> <p>以上です。</p>
車議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>1番から順次、審議をお願いしたいと思います。</p>
車議長	議案第15号の1について、地元農業委員の内藤委員さん、説明をよろしくお願ひいたします。
内藤委員	<p>5月30日に、私と永見委員さん、木村委員さん、事務局とで現地の方、確認をさせていただきました。場所は公民館の真横、山側になります。</p> <p>公民館の敷地より一段低い土地になります。かなり耕作がされていないように見受けられます。</p> <p>今後は、耕作するには不便なところであるので、集落で避難所や将来的には、ごみ収集所のような公共的な目的で使用されるということです。</p> <p>審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
車議長	永見委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
永見委員	内藤委員さんの言われるとおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	木村委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
木村委員	内藤委員さんと同意見ですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	説明が終わりましたが、この件について、皆様何かご質問・ご意見はありますか。
畠委員	確認したいのですが、こちらの土地は、構造改善してあった場所なのでしょうか。
内藤委員	構造改善は、しております。
車議長	他には、ご質問等ありませんか。
車議長	<p>ひとつ、よろしいですか。</p> <p>1475番地の写真を見ると、真ん中の方が緑色になっていて山みたいになっていますが、これは木が生えているのでしょうか。</p>
事務局	木は、ほとんど生えていなかったです。
事務局	雑草が生えています。横が田んぼなので隣の方が周囲をぐるりと草刈をされています。
車議長	雑草ですか、わかりました。
井上委員	この物件は、農地パトロールの段階では、どのような判定だったのでしょうか。
事務局	B判定です。
亀山委員	<p>この土地は、圃場整備がしてあると言われましたが、賦課金等は、どうなるのでしょうか。</p> <p>圃場整備がしてあると、今度は集落の方でそういったことはされるのか、それをお聞きしたい。</p> <p>農振地域とか、そういったことにはかかっていないのかどうか。</p>

	審議が通れば、集落の方で購入したいということですので、賦課金等がもし残っている場合でも、集落の方で対応していただくことになります。
事務局	で、農振地域には圃場整備をしていますので入っていますが、非農地確認したところにつきましては、非農地通知等行いますと、農業振興地域であっても、非農地化出来ます。圃場整備をしたけど、30年以上かまっていなくて、木が生えているようなところもありますので、そういう所につきましては、非農地通知によって非農地にしているところが、他の町村では、そういう実例も出ています。
畠委員	ということは、農振の場合は、非農地をかけたら、あとで外れるということになるのか。普通は最初に外してから、非農地をかけないといけませんよね。
事務局	同じような事例で、地籍調査などをしましても、農振に入っていても、そこの地番は結果として荒れている場合は、原野とか山林にしてしまうことがあります。前回の農振の見直しから、表地番というか、前は農業振興地域外の地番だけを一覧で上げていたのですが、今回から該当する地番を上げています。 次の見直しの段階で、そういう農地、非農地なり、地籍調査によって圃場整備していたところとか、農地以外になったところについては地番を外していくという作業が必要になると思います。 非農地をかければ外れるということです。 農地法に該当しないところは外れるということです。
車議長	他には、ご質問等ありませんか。
車議長	他にないようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
車議長	議案第15号の1につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第15号の1は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	議案第15号の2について、地元農業委員の赤井委員さん、説明をよろしくお願ひいたします。
赤井委員	さきほど今事務局の方から説明がありましたが、公民館の線路を渡った向う側になります。 役場の駐車場の斜め向うの土地になります。現在確認しましたところ、道の高さまで埋まっていました。一部木も生えていますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	中村委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
中村委員	さきほど赤井委員さんの言われたとおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	井上委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
井上委員	用事があって、現地確認を欠席しました。
車議長	説明が終わりましたが、この件について、皆様何かご質問・ご意見はありますか。
畠委員	こちらは現状宅地になっていますが、家は建っているのですか。
赤井委員	家は建っていません。
事務局	15号の2は、青戸さんという方です。もともとは家を建てようかと思って、30年くらい前に埋め立てたのだが、農地法のことをご存じなかったようで、埋め立てたけど、現在家は建てていないということですが、宅地としての申請です。
車議長	他には、ご質問等ありませんか。
車議長	他にないようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。

車議長	議案第15号の2につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第15号の2は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	議案第15号の3について、地元農業委員の加川委員さん、説明をよろしくお願ひいたします。
加川委員	6月27日に、野坂委員さんと事務局の2人と私とで現地確認を行いました。 事務局からの報告どおり、30年位前から耕作していないということです。それからこの場所は、上から見ると平坦に見えますが、実際には20メートルくらい上へ上がったような、そう簡単に上がるような場所ではなく、昔は歩いて上がったようなところですが、なかなか耕作も難しいと思います。 審議のほどよろしくお願いいたします。
車議長	野坂委員さん、この件について何か補足説明をよろしくお願ひいたします
野坂委員	さきほど加川委員さんの言われたとおりですが、現地の方に30段か40段の階段がある、トラクターなども入りませんし、荒れていますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	説明が終わりました。何かご意見、ご質問はありますか。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
車議長	議案第15号の3につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第15号の3は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	続きまして、議案第16号の1 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第16号の1の朗読 議案第16号の2の朗読
車議長	事務局からの説明が終わりました。
車議長	地元委員の赤井委員さん、説明をよろしくお願ひいたします。
赤井委員	7月1日に、中村委員さんと事務局の安藤さんとともに現地確認をさせていただきました。 審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	中村委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
中村委員	橋井さんと一橋さんは親戚関係で、十何年前からずっと耕作しておられるようですが、なんら問題はないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	説明の方が終わりました。この件について、皆様何かご意見、ご質問はありますか。
車議長	他にないようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
車議長	ないようですので、議案第16号の1につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第16号の1は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	地元委員の畠委員さん、説明をよろしくお願ひいたします。

畠委員	<p>7月2日に、事務局ならびに車委員さん、福島委員さん、池口委員さんとともに現地確認をさせていただきました。</p> <p>この土地は、だいぶ前に亡くなられた上定さんの椎茸を作るために、ハウスを建てておられました。その方が亡くなられてから十何年空いていました。安藤さんが多分ハウスを使って何か作られると思いますが、ずっと空いていても仕方ないということで、買っていただいて管理されれば、大変ありがたいことだと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
車議長	池口委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
池口委員	さきほどの畠委員さんの説明のとおりで、なんら問題はないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	福島委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
福島委員	さきほどの畠委員さんの説明のとおりで、なんら問題はないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	説明の方が終わりましたが、この件について、皆様何かご意見、ご質問はありますか。
車議長	ないようですので、採決に入させていただいてよろしいでしょうか。
車議長	承認される方の挙手をお願いします。
車議長	この件について、何かご質問はありますか。
車議長	ないようですので、議案第16号の2につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第16号の2は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案の朗読</p> <p>場所は、議案の備考欄に書いてあるように、今年の1月10日付で5条許可をいたしました坂長の農地です。日吉津土建が資材置場に使いたいということで、申請されていた土地の隣接する土地で、497m²となっています。少し規模を拡張したいということで、日吉津土建から申請が出ているものです。</p>
車議長	事務局からの説明が終わりました。
車議長	地元委員の影山委員さん、説明をよろしくお願ひいたします。
影山委員	<p>今、事務局から説明がありましたが、6月28日に、車局長と宅野委員、妹尾委員、中曾委員と事務局の安藤さんと現地確認を行いました。</p> <p>今、造成しています上側の隣接しているところですので、なんら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
車議長	中曾委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
中曾委員	影山委員さんの説明のとおりで、なんら問題はないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	宅野委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
宅野委員	影山委員さんの説明のとおりで、なんら問題はないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	妹尾委員さん、この件について何か補足説明はありますか。

妹尾委員	影山委員さんの説明のとおりで、なんら問題はないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	説明の方が終わりましたが、この件について、皆様何かご意見、ご質問はありますか。
畠委員	これでいきますと、三色に分かれて候補地として検討した土地とされていますが、日吉津土建さんは、将来的にこれも資材置場か何かにされる予定がありますか。
事務局	その予定はありません。今のところは、いろいろ探したけど出来なかったというところで、そこが隣接していて本人の承諾が得られたということです。 本当に農地以外なかつたのかということは、申請する時に、特に相談もしないといけないということになっています。
畠委員	そのために、候補地があるわけですか。
事務局	まだ何筆か、交渉中だというように聞いていますので、もしかしたら今後も承諾が得られれば上がってくる可能性はあると思います。農地でないところも合わせて、今、交渉されているようです。
畠委員	書類上はそういうのも要るということですか。
事務局	必要になります。
車議長	他には、ご質問等ありませんか。
車議長	他にないようですので、採決に入させていただいてよろしいでしょうか。
車議長	ないようですので、議案第17号につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第17号は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
	【議案第18号 農用地利用集積計画の審議について】
車議長	続きまして、議案第18号 農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をよろしくお願ひします。
事務局	議案の説明 この度、利用権の設定を受ける方が10名、利用権の設定をする方が35名です。 詳細朗読 主なところでは、さきほど話をいたしました父原の関係ですが、担い手育成機構に貸付けをするというところで、畠・田んぼ両方出ているところです。 こちらが一番多いところです。
車議長	事務局からの説明が終わりました。皆さん、何かご意見・ご質問はありますか。
影山委員	貸付期間の10年1ヶ月の1ヶ月余分にあるのは、どういう理由ですか。
事務局	担い手育成機構に貸付けて、担い手育成機構が父原に貸付けをされるのですが、それの時間的な誤差が1ヶ月くらい出る可能性があるということで、担い手機構が集積する場合、補助金が10年以上という規定があります。そういうことを考えて、担い手育成機構の方から勧められました。 後ろの方にこちらの方は上げているのですが、担い手育成機構の方が多分処理するのに、1ヶ月余分にかかるのではないかということで、そのようにしています。担い手育成機構から父原に貸付けるのが10年という期間にするために、1ヶ月足しています。

影山委員	なにか好き勝手にしている感じがします。
事務局	担い手育成機構を通すと、期間を10年ということになると、もっと早いタイミングで締め切りにして、担い手育成機構に送れば、同じタイミングになるのですが、うちが25日というぎりぎりのタイミングだと、担い手育成機構の締切に間に合わないということがあるということで、1ヶ月余分に付けさせてもらって、担い手育成機構の貸付期間が10年となるようにしています。
影山委員	わかりました。
車議長	他に何か、ご質問ありませんか。
車議長	無いようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
車議長	議案第18号について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
車議長	全員賛成で、議案第18号は、承認されました。
	【議案第19号 農用地利用配分計画（案）の審議について】
車議長	続きまして、議案第19号 農用地利用配分計画（案）の審議について、事務局から説明をよろしくお願ひします。
事務局	<p>議案の朗読</p> <p>これはさきほどから話をしています、父原の方の所有しておられる農地を、4月1日で設立された法人の『父原』に担い手育成機構を通して、利用権の設定をするという案件になっています。</p> <p>おもに畠につきましては、使用権、水田につきましては、反当米30キログラムというような内容になっています。</p>
車議長	事務局からの説明が終わりました。皆さん、何かご意見・ご質問はありますか。
井上委員	(8)番目に、1番下に『橋谷公夫』とありますが、間違いではないでしょうか。
事務局	『橋田公夫』に訂正して下さい。
車議長	最後から2ページ目です。8番目の理事取締役または業務を執行する役員全ての状況のところの1番下に書いてある『橋谷公夫』を『橋田公夫』に訂正しておいて下さい。
加川委員	年齢とかは、わかりますか？
事務局	大体60代後半から70代が中心です。町の認定審査会で、6月末で認定農業者に『法人父原』として認定されました。法人の設立は4月1日で、認定農業者の認定は、6月27日くらいです。先月ありました『大山五人衆』金屋谷につきましても、同日で認定農業者として認定されましたことを、申し添えておきます。
車議長	他に何か、ご質問ありませんか。
車議長	無いようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
車議長	議案第19号について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
車議長	全員賛成で、議案第19号は承認されました。
車議長	本日の議案は、すべて終了しました。
6 その他	
車議長	事務局から、何かありますか。
事務局	人・農地プランの実質化と農業委員・推進委員の役割について説明

車議長	また詳しい情報がありましたら、事務局を通じて、皆さんにお知らせしたいと思いますので、その節は、協力のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	農地部長さん、農地パトロールのことについて、説明をして下さい。
影山委員	<p>定例会を開く前に農地部会を開きました。</p> <p>農地パトロールの日程を決定いたしましたので、お知らせいたします。</p> <p>農地の一斉パトロールを8月24日土曜日午前8時より行いますので、役場の駐車場にお集まり下さいますようにお知らせいたします。</p> <p>その後、午後5時から『とんぼ』で、慰労会を行ないたいと思いますので、全員参加でよろしくお願ひします。</p>
車議長	8月24日ですので、大変お忙しいとは思いますが、よろしくお願ひいたします。
事務局	さきほどの農地部会で、農作業の賃金についてですが、消費税増税に伴って、上げるのか、据え置きなのかということを協議しまして、周知の徹底が困難ということから、秋季は据え置きで、春季の改定の際に、消費税分を引き上げるという方針でいきたいということで、協議をしましたので、お知らせいたします。
車議長	皆様のほうで、何かありませんか。
妹尾委員	今まででは、消費税はどのようにになっていますか。
事務局	賃金に消費税が含まれているかということですか。
影山委員	今までに、消費税を1回だけ上げたことがあります。
	消費税が8パーセントになった時に1回あげて、それからはずっとそのままです。
	今回、10月1日から消費税が上がるということです。
	この前の農地部会の時にも話しましたが、農作業の賃金を、春季と秋季と別々にしていましたが、ひとつにするということで、前回の農地部会でも消費税が上がるが、どうするかという話が出ました。
	ある人からも消費税が上がるから、2パーセント分上げてもらえないだろうかという話がありました。それで、今回の農地部会にかけたところです。今まで今年の春・秋1度に上げたので、周知徹底するのかということで、問題があるのではないかということで、10月に上がる所以、あと2か月は我慢してもらって、今度は春の分で、2パーセント分を引き上げたら良いのではないかということになりました。
妹尾委員	10月に2パーセントあげるのか?
影山委員	今年は賃金は上げません。来年の春の賃金を決めるときにあげます。
内藤委員	作業料金を税別で標記してもいいのではないか?次回検討の際にでも検討していただければ。
車議長	次回の農地部会で検討する時に、外税にするか内税にするか、そのへんはまた検討させていただいて決めたいと思います。
内藤委員	農家の方も、1000万円の売上がない人が、消費税を取るのかという話も出ています。
井上委員	消費税は取らなくてはいけません。
車議長	売上が1000万円にならない人が、消費税をもらってよいのか?ということです。
赤井委員	買う方も消費税を支払わないといけません。仕入れた時に、支払をしないといけませんから。

井上委員	8月24日に農地パトロールをされるということですが、毎年農地パトロールは行なっていますが、それに関して、昨年の農地パトロールを行なって結果をA判定・B判定を出しまして、それ以降、法務局に出てみますというような話になっていましたが、実際はどのように進んでいるのか、そのへんをお聞きしたいと思います。 どこかの法務局はそういうことは出来ないから、統一してもらわないといけないということを言われて、それ以降伯耆町の場合は、どのように進んでいるのでしょうか。
事務局	3,000筆と膨大ということもあり、進めることができておませんが、部分的にでも進めていけたらと考えています。
井上委員	そういうことなら、農地パトロールを行なっても意味がないのではないかということを言いたかったわけです。 出来ることならば、出来た分だけでもいくらか出していただいて、やはり進めていくべきではないかと考えます。
車議長	皆さんに暑い時に見ていただいたところですので、今後、そういう方向で進めていきたいと思いますので、全部が無理なら、部分的にでも送りたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいいたします。
車議長	他には、質問ありませんか。
畠委員	運営委員の方は、終わった後お別れ旅行の話をしますので、残ってください。
車議長	来月の第5回目の定例会は、8月9日金曜日午前9時30分から、場所は今回と同じく溝口公民館3階の会議室で開催したいと思いますので、よろしくお願いいいたします。 本日は、以上で閉会いたします。
7 閉会	午前11時00分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

6番 内藤 賢一郎

7番 加藤 博明